

資料 (5) 2003 年健康及び美容施設（連邦直轄区クアラルンプール市：WPKL）条例におけるビジネスライセンス申請のためのガイドライン及び認可条件

ライセンスの対象事業活動

- マッサージ
- ハーブ・バス
- スパ（温水/冷水の風呂含む）
- ジム
- エアロビクス
- アロマセラピー
- 入墨
- 毛髪移植/髪植え付け
- 痩身術
- マニキュア、ペディキュア
- メイクアップまたはハーブを使ったフェイシャル及びボディトリートメント
- スポーツ器具を使った、または使わない健康のためのエクササイズ
- 美容トリートメント、またはボディー、フェイスクアのためのいかなるトリートメント
- 市長、法律及びライセンス条件によって認められたいかなる事業活動

申請必要書類

- 所定の申請フォーム
- 会社登記簿書類のコピー（Form 9 & 49 等）
- 申請者の身分証/パスポートのコピー

ライセンスの条件

- ライセンス取得者は、有効なビジネスライセンスを見やすい場所に常に掲示しなければならない。
- 営業時間は午前 7 時から夜中 12 時まで。
- 施設内でエンターテイメント活動を行うことは、認められない。
- 施設をセックスサービスの提供、売春、ギャンブル、薬物乱用またはその他乱暴な行動、不道德な行為に悪用することは禁止する。
- マレーシア保健省（Ministry of Health）が認可した製品を使用しなければならない。
- ライセンス取得者は、常に施設を清潔に保たなければならない。
- ライセンス取得者は、オープンコンセプトのマッサージ空間を提供し、床からの高さが 2 メートル以内のカーテンまたはスクリーンのみを使用し、マッサージ用のベッドを隔てるものとする。
または、
- マッサージサービスを行う場所・部屋には、2 台以上のベッドを置き、マッサージ専用のベッド、シングルベッド、またはシングルベッドマットレスを使用しなければならない。ドアを付ける場合は、ドアに鍵を掛けてはならず、ドアの 4 分の 1 を占めるサイズの透明ガラスを取り付けなければならない。
- ライセンス取得者は、必ず年に 1 度、就業者及びマッサージ師に、1971 年医師法（法令 50）（Medical Act 1971: Act 50）に登録されている医師の健康診断を受けさせなければならない。
- ライセンス取得者は、ライセンス更新申請の際、クアラルンプール市長宛、就業者及びマッサージ師を登録し、その情報に変更があった場合は、書面通知しなければならない。

- ライセンス取得者は、就業者及びマッサージ師の名前、身分証明書番号またはパスポート番号、現住所、資格、写真を記録・登録し、登録簿として更新・保管しなければならない。
- ライセンス取得者は、就業者及びマッサージ師にユニフォームを提供し、接客中はユニフォームの着用を徹底させなければならない。
- ライセンス取得者は、法令及びライセンスの条件遵守を保証するため、クアラルンプール市長が定めた保証金を預け入れなければならない。
- ライセンス更新申請は、期限が切れる60日前に行わなければならない。
- マレーシア国民の感情を害するような物品を販売してはならない。

ライセンス料 - RM 50.00 /1 平方メートルにつき

保証金 - 最高 RM 10,000 ライセンス委員会の判断による。

禁止事項

- 21 才未満のマッサージ師を雇用すること。
- 感染性のある疾病の疑いがある就業者またはマッサージ師を雇用すること。
- 就業者またはマッサージ師として売春婦を雇用すること。
- 施設の内外に猥褻な写真や物を展示すること。
- 動物を施設内に入れること。
- 施設内で慎みのない服装をしたり、従業員に慎みのない服装を容認したりすること。
- ライセンスは譲渡することはできない。

衛生及び安全対策について

- 施設全体及びマッサージのスペース、トイレ、浴室、ベッド、ベッドシート、床、リビングルームは常に清潔であること。
- プラスチック袋を付けた適切なゴミ箱を提供すること。
- 消火器などの適切な消防設備を目立つ場所に設置すること。
- 全ての通路、階段、入口、出口には障害物を置かないこと。